

○沖縄総合事務局告示第三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十八年六月七日

沖縄総合事務局長 竹林 義久

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道平野伊原間線特殊改良工事（沖縄県石垣市字平久保平久保牧地内）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 沖縄県石垣市字平久保平久保牧地内
- 2 使用の部分 沖縄県石垣市字平久保平久保牧地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県石垣市字平久保地内の延長7,843mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道平野伊原間線特殊改良工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本事業」という。）のうち、用地取得のスケジュールに大きな差がある部分及び既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本事業のうち、県道平野伊原間線特殊改良工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工に伴う附帯工事として行う沈砂地等設置工事については、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道平野伊原間線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である沖縄県は、本事業を

施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、沖縄県石垣市字平久保地内を起点とし、同市字伊原間地内を終点とする延長14,544mの補助幹線道路である。このうち本件区間に係る現道（以下「現道」という。）は、平久保半島を縦断する唯一の道路として、沿線集落の生活道路、平久保崎等への観光道路及び災害時の緊急輸送道路としての重要な役割を果たしている。しかしながら、現道は道路幅員が5.0m～6.0mと狭小であり、小・中学校等の通学路であるにもかかわらず、歩道も設置されていない。また、一部区間ににおいて山地部を通過することから、縦断勾配は最大で16.04%と本路線中最も急勾配の区間を有するほか、曲線半径60m未満の屈曲部が10箇所も存するなど、見通しの悪い箇所も多く、大型車はもちろんのこと、普通車の安全かつ円滑な交通にも支障をきたす状況である。

本件事業の完成により、道路構造令に基づく線形良好な、片側に歩道を備えた2車線道路に拡幅されることから、車道幅員、縦断勾配、曲線半径及び視距等の道路線形上の悪条件が解消され、自動車及び歩行者の安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が任意に検討を行ったところ、騒音、振動及び大気汚染に関して、環境基準等を満足している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講すべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、自動車及び歩行者の安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規格に基づき2車線の道路を現道拡幅し、片側に歩道を備えた道路を整備する事業である。本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に整合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、現道拡幅案（以下「申請案」という。）のほか、一部バイパス案について検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は、現道敷地を最大限に活用することから、潰地面積が少なく、支障物件も存しないため、土地利用に与える影響が最小限に抑えられる。また、地形条件が良いことから、施工性、経済性に優れており、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

また、本路線が存する石垣市長及び石垣市観光協会から、本件事業の早期整備に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 石垣市役所都市建設部土木課

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 沖縄県石垣市字平久保平

久保牧地内